

## 納税準備預金 商品説明書

商 品 名	納税準備預金
販売対象	・法人および個人の方
期 間	・払い戻しに関する期間の定めはありません。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
払出方法	・原則として預金者等の租税納付にあてる場合に限り払戻できます。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・年2回(2月・8月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
税 金	・利息に所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、税金がかかります。 ※平成25年1月1日からお受け取りになるお利息には 「復興特別所得税」が追加課税されますので20.315% (所得税15.315% 住民税5%)の税金がかかります。 (ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりません。) ・法人のお利息は総合課税となります。
手 数 料	・なし
中途解約の取扱い	・なし
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置 について	・ <b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、各営業店または営業推進部(9時～17時、電話：0120-160-455)にお申し出ください。 ・ <b>紛争解決措置</b> ・滋賀弁護士会(電話：077-522-3238) ・東京弁護士会(電話：03-3581-0031) ・第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588) ・第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、営業推進部または全国しきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。
その他参考となる事項	・租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭表示された毎日の普通預金利率によって計算します。 ・預金保険制度の対象預金です。 ・預金保険制度により当金庫の本支店に複数の預金がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。

(令和6年7月17日現在)